

平成 26 年 9 月 1 日

松阪記者クラブ 様、同クラブ加入各社 様

資料提供 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

送信者：明和町長寿健康課 健康ほけん係

西村・^{すぎもと}梶本

電 話：0596-52-7116（長寿健康課）

ファクス：0596-52-7137（庁舎 1 階）

1 提供事項：高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種が定期接種になります。

2 内 容：平成 21 年 11 月より開始しました 65 歳以上の高齢者を対象にした任意接種助成事業の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種が、予防接種法改正により、平成 26 年 10 月 1 日より、定期接種になります。

明和町では、定期接種対象外になられた人については、平成 30 年度まで、現行の任意接種助成事業も継続して実施します。

詳細については、別紙を参照してください。

3 問い合わせ先

明和町長寿健康課 健康ほけん係

西村・^{すぎもと}梶本

電話 0596-52-7116

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

1. 現行の事業

平成21年11月より開始した65歳以上の高齢者を対象とした任意接種助成事業。
助成金の額 3,000円（一人につき1回限り）

2. 予防接種法改正

法令が改正されたため、平成26年10月1日より、高齢者肺炎球菌のワクチン接種は、予防接種法に基づく定期接種となります（定期接種になっても、高齢者肺炎球菌ワクチン接種を受ける義務はなく、ご本人が接種を希望する場合に限り接種します）

● 定期接種対象者

<平成26年度～平成30年度>

- ① 平成27年3月31日に満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、及び平成26年度に限り、平成26年3月31日に100歳以上の方
- ② 平成27年3月31日に満60歳から満64歳で、かつ、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能のいずれかに身体障害者手帳1級相当の障害がある

※平成31年度以降の対象者については、改めて検討することとなっています。

3. 平成26年10月1日からの町の方針

● 定期接種の場合

- ◆ 定期接種対象者へ個別の案内送付（9月末）。自治会回覧にてお知らせ。
- ◆ 定期接種費用の委託料は8,190円。自己負担金は3,000円。
- ◆ これまでに任意助成を利用したことが有る無しにかかわらず、接種済みの者は対象外とする。

● 任意接種助成事業の場合

- ◆ 任意接種助成事業（3,000円の補助事業）についても、平成30年度まで継続実施。
- ◆ これまでに任意接種助成を利用しておらず、定期接種の対象者ではない者は対象とする。

《参考》

	期 間	定期接種	任意接種
助成金額	H26年9月30日まで		3,000円
	H26年10月1日以降	5,190円(※1)	3,000円
自己負担額		3,000円	5,190円(※2)

※1 定期接種の助成金額は、松阪医師会管内の場合です。

※2 任意接種は、病院によって接種費用が異なる場合があります。

高齢者肺炎球菌ワクチン経過措置対象者数(平成26年度)

○平成26年度に各年齢となる者

	年齢	生年月日	対象数(人)
定期接種	65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	426人
	70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	323人
	75歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	222人
	80歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	194人
	85歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	188人
	90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日	87人
	95歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日	33人
	100歳	大正3年4月2日～大正4年4月1日	8人
	101歳	大正3年4月1日以前の生まれの者	7人
		合計	1488人